

# 営繕工事における情報共有システムの活用に係る運用マニュアル

令和4年8月24日  
県土整備部営繕課

## (趣旨)

第1 このマニュアルは、営繕工事における情報共有システム活用試行要領（令和4年8月24日県土整備部営繕課定め。以下「試行要領」という。）を補完するものである。

## (情報共有システム)

第2 本試行において利用できる情報共有システムについては、国土交通省のホームページ(※1)に掲載されているASPベンダーのものとする。

※1 国土交通省ホームページ 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表（営繕工事編）  
(<http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

## 2 利用環境

### (1) 通信回線の確認

現場代理人及び監理技術者、主任技術者（以下「現場代理人等」という。）は、現場事務所におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。工事書類は図面や写真などを含むことから基本的に大容量（1ファイルの容量は、最大10MBを目安とする。）となるため、情報共有システムの利用にあたっては高速通信回線が必要となる。特に、ファイルをアップロードする場合の回線速度（上り回線の速度が5Mbps）を確認すること。

### (2) 対応OSの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるオペレーティングシステム（Windows など）の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

### (3) 対応パソコンの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度などを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

### (4) 対応WEBブラウザの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるWEBブラウザ及び発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか確認すること。

## 3 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は当該工事の受発注者とし、受注者においては「現場代

理人」、「監理（主任）技術者」、発注者においては「総括監督員」、「主任監督員」とする。

ただし、これにより難しい場合は、協議により決定できるものとする。

#### 4 情報共有システム利用上の留意点

ID・パスワードが第3者に渡ると、工事帳票の漏洩や改ざんなどの恐れがあるため、利用者は、ID・パスワードの管理を徹底すること。

##### （工事帳票）

第3 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

##### （情報共有システム内のデータ）

第4 完成検査の終了後、受発注者は情報共有システム内の電子データを出力し、又は、データを保管し、作業終了後、速やかに情報共有システム内の電子データを削除するものとする。

発注者は、情報共有システム内の電子データが削除されたことを情報共有システム提供者へ確認すること。

##### （セキュリティ対策）

第5 情報共有システムの使用に必要となるID・パスワードについては、利用者のみが知り得るものとし、それ以外の第三者へ漏洩しないよう管理を徹底すること。

2 情報共有システムを使用する端末のウィルス感染を防ぐため、ウィルス対策を行っている端末を使用すること。

3 共有データのウィルス感染が発覚した場合は、速やかに連絡し受発注者間で対策を行うこと。

##### （システム利用料）

第6 情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料）は、当初契約に含まれていないため、施行対象工事で情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の契約後に共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。

##### （アンケート）

第7 受注者は、工事完了後速やかにアンケート調査に協力するものとする。

##### （その他）

第8 この試行要領に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定す

るものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。